

第19期

第34回

総会議事録

令和6年1月17日

1. 開催年月日 令和6年1月17日(水)

2. 開催場所 5-2会議室

3. 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出欠状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	出席	中田地区

議席番号	氏名	出欠状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17			
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

4. 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 吉 村 隆

【主任主査兼農地調整係長】 笠 井 幸 治

【農業振興・農業法人係長】 永 沼 宏 介

【事務局次長】 齋 藤 聡

【主任主査兼庶務係長】 片 田 友 博

5. 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳 沼 一 幸

6. 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時00分

8. 閉会宣言 15時00分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

細山 文昭

署名人

須永 静夫

事務局	<p>ただいまより、第34回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、黒澤 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>こんにちは。足元の悪い中、ご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>また総会に先立ちまして話したことの細部はその他で話したいと思います。</p> <p>さっそくですが、議事に入りたいと思いますのでよろしく願いいたします</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>9番 細山 文昭 委員</p> <p>13番 須永 静夫 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の 柳沼 一幸 主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>正誤表をご覧ください。議案訂正がございます。</p> <p>議案書の5ページをお開きください。</p> <p>中央・片平3番の10a当りの価格欄でございますが、田の価格が「480,000円」に、畑の価格が空欄になっておりますが、正しくは、田と畑の価格がともに「500,000円」になります。</p>

同じく、議案書5ページの逢瀬・熱海5番の土地の表示欄でございですが、地目の現況が「田」または「畑」になっておりますが、正しくはすべて「雑」になります。

次に、議案書の6ページをお開きください。

田村8番の土地の表示欄でございですが、地目の現況が「畑」になっておりますが、正しくは「雑」になります。

同じく議案書6ページの中田10番の土地の表示欄でございですが、地目の登記が「山林」になっておりますが、正しくは「原野」になります。

また面積が「499㎡」になっておりますが、正しくは「404㎡」になります。

次に、議案書の13ページをお開きください。

中田41番の10a当りの対価欄でございですが、価格が「600,000円」になっておりますが、正しくは、「511,500円」になります。

次に、議案書巻末の「総会議案書申請土地の一覧」をお開きください。

5条許可、5ページ、逢瀬・熱海の申請物件の欄でございですが、地目の現況が「田」または「畑」になっておりますが、正しくはすべて「雑」になります。

お詫びして訂正いたします。

議長

ただいまから、議案審議に入ります。
議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。
まず、1番 1件について付議いたします。
池上慎一郎委員の調査報告を求めます。

池上慎一郎
委員

中央1番について、調査の結果を報告いたします。
渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。
申請の事由は相手方要望、経営拡大です。
受け人と妻が農作業に従事します。
この農地は30年以上、耕作されておらず草木が生い茂って
おりました。受け人が草刈りをして木を切って、重機を使用して
伐根し、整地しました。受け人の作業小屋と隣接しており
作業効率の良い農地です。野菜を作付けする予定です。

	<p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について 許可と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。 古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>1月5日、事務局会議室で佐久間会長、吉田職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。</p> <p>借人は貸人の姪で、貸人が遠方に住んでいるため 自分での耕作が難しいことから畑を無償で貸すものです。 畑では茄子やトマト、夏野菜を作付けし借人と両親が 協力して農作業に従事します。</p> <p>以前からこの集落に居住していることから地域との 調和要件も問題ないと思われます。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。</p>

	<p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、相手方要望、経営拡大です。 受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について</p>

	<p>許可と決めます。</p> <p>次に、4番 1件について、付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>逢瀬4番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請地は受け人の自宅の近くであり、耕作に便利です。</p> <p>農地取得後は妻、母と3人で農作業を行います。</p> <p>現在、農業を行っている地域内の申請地なのでいままでどおり地域との農道、水路等の利用の取り組みは順守されると思います。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件に問題はなく、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>4番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について許可と決めます。</p> <p>次に、5番と6番の 2件について、付議いたします。</p> <p>事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>5番と6番の 2件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず、5番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は資金を必要とするため、経営拡大です。</p> <p>受け人と妻が農作業に従事します。</p> <p>次に、6番ですが、渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、耕作不便、経営拡大です。 受け人が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番と6番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番と6番の 2件について 許可と決します。</p> <p>次に、7番 1件について、付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博 委員	<p>富久山7番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営拡大です。 受け人と子供が農作業に従事します。 受け人は田村市船引町で農業を営んでいますが、 今回知人の紹介により、渡し人が農地を処分したいことを知り 申請に至りました。</p> <p>所有権移転後は自家消費野菜を作付けし、収穫量に余裕が できれば農協を通じて販売したいとのことです。</p> <p>地域との調和要件も書面に記していますので問題ないと思われ ます。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当する事項は</p>

	<p>ありませんでしたので許可相当と思われませんが ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>7番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、8番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>熱海8番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は遺贈による農業開始です。 受け人は農業開始後、適切に耕作していくとのことです。 この件につきましては1月5日、佐久間会長、吉田職務代理者、 事務局職員とともに事前審査会を行いました。 また12月22日に事務局と合同現地調査をしたところ 申請地は適切に管理されており、必ず耕作する旨の確約書も 添付されています。 農作業常時従事要件も地元協力者の協力のもと、 農作業に従事する予定です。 地域との調和要件については地域の農地利用調整に協力する旨、 確約しており問題ないと思われます。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	<p>8番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、9番と10番の 2件について、付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>田村9番と10番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず9番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、経営継承です。 長年、土地を借りていましたが買うことにしました。</p> <p>次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、経営継承です。 これらの農地は地域と調和の取れた状態で適正に管理する ものと認められます。</p> <p>2件とも、農地法第3条第2項各号に該当する事項は ありませんでしたので許可相当と思われませんが、 ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>9番と10番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、9番と10番の 2件について 許可と決します。</p> <p>次に、11番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>11番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。</p>

	<p>申請の事由は、相手方要望、経営継承です。 受け人と夫が農作業に従事します。</p> <p>この農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると 認められます。</p> <p>また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>11番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、11番 1件について 許可と決します。</p> <p>次に、12番と13番の 2件について、付議いたします。 吉田 直衛委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 直衛 委員	<p>中田12番と13番の2件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は12番と13番との交換です。 1月12日に双方の聴き取り調査と現地調査を行いました。 申請の農地はそれぞれの住宅と隣接しています。農地の面積に 差がありますが、住宅の近くになるので双方とも納得しています。 畑には野菜が作付けされています。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p>

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	12番と13番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、12番と13番の 2件について 許可と決めます。 以上で、議案第1号を終わります。 続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。 まず、1番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	日和田1番について、調査の結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は住宅の進入路です。 農地区分は第1種農地と判断しました。 申請地は申請人の祖父が隣地に建物を建築する際に 通用道路として造成しましたが、認識不足により 転用許可を得ていませんでした。 今回、その建物を解体した際に申請人が違反転用を 認識して申請に至りました。 申請地の西側は宅地、東側は申請人の農地です。雨水は側溝と 自然浸透させ砂利を敷くことにより土砂の流出を防ぎます。 また顛末書も提出されており、農地法第4条第6項各号に 該当する事項はなく許可相当と思われますが、 ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 タブレットの「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の

	<p>一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>1番 1件について、</p> <p>許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、</p> <p>許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず、1番と2番の 2件について付議いたします。</p> <p>古川 弘作委員の調査報告を求めます。</p>
古川 弘作 委員	<p>中央1番と2番の 2件について調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず1番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は県中建設事務所発注の南川放水路河川護岸工事を施工するにあたり、申請箇所を通らないと施工ができないことから通路として使用することと資材置場、仮設トイレ設置のための一時転用です。</p> <p>次に2番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は1番と同様で、通路として使用するための一時転用です。</p> <p>農地区分はいずれも農用地です。</p> <p>周辺農地への営農条件へ支障を及ぼさないための措置が取られます。工事終了後には必ず元の農地に復元し返却するとの確約書も添付されております。</p> <p>また許可を受ける前に工事に着手しており、県の事業だと</p>

思って許可が要らないと思い込んでやっていました。
こちらから言って、顛末書を添付して深く反省しております。
立地基準、申請目的実現の確実性に問題はなく、取水や汚水は通路と資材置場として利用するため計画はなく、雨水は自然浸透させます。降雨時には近隣農用排水施設の点検を行います。

調査の結果、立地基準、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農障害もなく、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

1番と2番の2件について、調査結果の補足説明をいたします。
まず、1番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で
農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める
農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき
土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。
許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、
仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために
行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで
当該農地を供することが必要であると認められるものであること、
かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項
又は第9条第1項の規定により定められた
農業振興地域整備計画の達成に
支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。

次に、2番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。
2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、
農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で
1番 同様です。
許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、
1番 同様です。
その他の事項については、記載のとおりです。
以上補足説明といたします。

議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番と2番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番と2番の 2件について、 許可と決します。</p> <p>次に、3番 1件について付議いたします。 須永 静夫委員の調査報告を求めます。</p>
須永 静夫 委員	<p>中央・片平3番について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 筆数で95、面積で約12万㎡と非常に大規模です。 申請の事由は物流系の事務所、倉庫等となっております。 農地区分は第1種、第3種農地です。 去る1月12日に佐久間会長、藤田委員、事務局職員とともに 合同調査を実施しました。 申請目的実現の確実性については総事業費が約220億円で すべて自己資金で賄う計画です。 さらに周辺農地の営農条件への支障の有無等について 雨水は調整池で処理し、汚水は合併浄化槽で処理して 道路側溝へ放流するので問題はないと思います。 関係法令等との協議はほぼ順調に進んでおりますが、 一部、安積疏水土地改良区の意見書が本年2月開催の理事会待ちと なっております。 また申請地の一部、中ノ平492番地1,430㎡につきましては 平成10年に転用の手続きを行わず、倉庫が建設されております。 現在も残っていますが、今回の申請地に含まれており 顛末書が添付されています。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>

事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、東北自動車道郡山中央スマートインターチェンジ西側出入口から300m以内の土地の農地区分は、第3種農地2-1-(1)-エ-(ア)-a-(b)で甲種農地の要件を満たしていない、鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジ又は県庁、市役所、町村役場並びにこれらに掲げる施設に類する施設の周囲おおむね300m以内の公共施設至近距離農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-エ-(イ)で、第3種農地の転用は許可することができます。</p> <p>それ以外の土地の農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aの甲種農地の要件を満たしていない、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある集団農地または、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-bの甲種農地の要件を満たしていない、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地改良農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-fで、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる施設の用に供するために行われるもので、第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地の面積の割合が5分の1を超えない主として第1種農地以外事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>3番 1件について、</p>

	許可相当と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、3番 1件について、許可相当と決します。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>また、この件につきましては、転用面積が4haを超えていますので、福島県知事が許可権者となります。</p> <p>次に、4番 1件について付議いたします。</p> <p>吉田 秀吉委員の調査報告を求めます。</p>
吉田 秀吉 委員	<p>三穂田4番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は電柱移設のための一時転用です。</p> <p>農地区分は農用地です。</p> <p>1月10日、現地を調査しました。水田の中に電柱が立っておりこれを約16m移設するものです。取水はなく、雨水等は自然浸透です。</p> <p>汚水は移動式汲み取りトイレを使用します。</p> <p>工事終了後、仮設資材は速やかに撤去し、踏み固められた土地は掘る返して整地する農地復元確約書が添付されています。</p> <p>よって周辺農地への影響はないと思われれます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われれますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p>

	以上補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。 次に、5番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	逢瀬・熱海5番について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は太陽光発電工事の工事用道路、駐車場、資材置場、 及び現場事務所設置のための一時転用です。 農地区分は農用地です。 1月22日に事務局と合同の調査を行いました。 また同日、借人に聴き取り調査を行いました。 申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが 適正に進んでおり、また所有者の同意書も付されておりますので 充分と思われます。 周辺農地への影響について、7ヶ月の一時転用後は原形復旧により 農地に復元するとの確約書も添付されており問題ないと思われます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で 1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、

	<p>1番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>5番 1件について、</p> <p>許可相当と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、</p> <p>許可相当と決します。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に、6番 1件について付議いたします。</p> <p>これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。</p> <p>佐久間 俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>喜久田6番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は分家住宅及び車庫です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p> <p>1月13日、現地を確認して来ました。北側は本家の住宅で東は市道、西は本家の分筆した農地、南は水田で日照は問題なく農地の集団性を分断することはありません。</p> <p>雨水は自然透水及び既設側溝に排水、汚水は合併浄化槽で処理後、東側側溝に排水します。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
吉田職代	<p>次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>6番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p>

	<p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条1番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
吉田職代	<p>6番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
吉田職代	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、許可と決します。</p> <p>議長交代いたします。</p>
議長	<p>議長交代いたしました。</p> <p>次に、7番 1件について付議いたします。</p> <p>藤田 稔委員の調査報告を求めます。</p>
藤田 稔 委員	<p>熱海7番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は丸守発電所工事用地のための一時転用です。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断しました。</p> <p>12月29日に現地調査を行いました。同日、貸人と借人に聴き取り調査を行い、申請に間違いがないことを確認しました。</p> <p>申請目的実現の確実性については、各種行政手続きが適正に進んでおり、充分と思われます。</p> <p>周辺農地への影響について、3ヶ月の一時転用後は原形復旧により農地に復元するとの確約書も添付されており問題ないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく</p>

	許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>7番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、第2種農地の転用は申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	7番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、7番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に、8番 1件について付議いたします。</p> <p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子委員	<p>田村8番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は現場事務所、駐車場、資材置場、重機置場です。</p> <p>12月28日、事務局職員と合同調査を行いました。周辺地と余裕をもった距離をとることにより、土砂流出等を防止し隣接農地に影響を及ぼさないようにします。</p> <p>また雨水は勾配を設け、既設側溝へ排水します。トイレは汲み取り式を利用します。</p>

	<p>申請地の北側は道路、南側は山林です。東側及び西側の農地へ日照及び通風等の被害を出さないようにします。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>8番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで7番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、7番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	8番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、8番 1件について、許可と決めます。</p> <p>なおこの件につきましては、転用面積が30aを超えていますので、福島県農業会議常設審議委員会の意見を聴くことにします。</p> <p>次に、9番と10番の 2件について付議いたします。</p> <p>中尾 一明委員の調査報告を求めます。</p>
中尾 一明 委員	<p>中田9番と10番の 2件について調査の結果を報告いたします。</p> <p>まず9番ですが貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は障がい者就労継続支援事務所です。</p> <p>借人は現在まで、中田町上石で空き家を借りて障がい者就労継続支援事業所中田ファームを運営していましたが、建物の</p>

老朽化により新たな事業所の建設に迫られました。

1月14日、申請人の聴き取りと現地調査を行いました。

申請地は県道小野・郡山線沿いです。申請人は数か所を候補地として検討してきましたが、各般の事情により今回の申請地が最良と判断し今回の申請に至りました。

排水は県道のU字溝に排水できるので問題ありません。

また、建設に係る預金残高証明書及び事業所の設計図等も添付されており、申請目的の実現は確実と判断しました。

この施設を建設することにより、周辺農地への悪影響はないものと判断しました。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に10番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。

受け人は渡し人の長男です。

申請の事由は一般住宅です。

1月14日、申請人の聴き取りと現地調査を行いました。

現在両親と同居していますが、手狭であり水道設備もないため将来、家族が増えることを見据えて住宅を新築したいとのことです。

やはり数か所の候補地を検討しましたが、実家に100m以内と近く、現在の住み慣れた生活エリアを変えずに暮らせるとのことで今回の申請に至りました。

住宅の設計図及び住宅ローンの事前審査結果等も添付されており申請目的の実現は確実と判断しました。

また住宅新築により、周辺農地への悪影響はないと判断しました。

調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局

9番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。

「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。

2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、

農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで4条1番 同様です。

許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-g-(a)で

	<p>土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業の用に供するために行われる土地収用対象事業です。</p> <p>次に、10番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで7番同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、7番同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>9番と10番の2件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、9番と10番の2件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>続いて、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、この適否についてお諮りいたします。</p> <p>まず、41番1件について付議いたします。</p> <p>なお、この件につきましては、委員の同居の親族が受け人になっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する議事参与の制限に該当しますので、退席を求めます。</p>
	(該当委員が退席する)
議長	<p>事務局の調査報告を求めます。</p>

事務局	41番について、所有権移転の申請があり 審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 各要件を満たしており、適当と認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	41番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、41番 1件について 承認と決します。 退席委員の復席を求めます。
	(退席委員が復席する。)
議長	次に、1番から45番までのうち 41番 1件を除く 44件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。
事務局	1番から45番までのうち41番を除く44件について、 所有権移転4件、利用権設定40件の申請があり 審査の結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の 各要件を満たしており、適当と認められますが ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番から45番までのうち 41番 1件を除く 44件について、承認と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、1番から45番までのうち 41番 1件を除く 44件について、承認と決します。 以上で、議案第4号を終わります。 続いて、議案第5号「非農地に関する判断について」を 議題といたします。

	<p>まず、1番 1件について付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>1番の調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>12月13日、事務局職員と現地調査を行いました。</p> <p>申請地は道路に面していない原野に囲まれた中にあり、 大木、雑木が密集し、原野化しております。</p> <p>調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に、2番 1件について付議いたします。</p> <p>細山 文昭委員の調査報告を求めます。</p>
細山 文昭 委員	<p>2番の調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>12月28日、事務局職員2名と現地調査をしました。</p> <p>平成5年に相続しましたが、体調不良で耕作ができなくなり 耕作放棄地となりました。</p> <p>現地は雑木が生い茂り、山林化して農地への復元は困難と 思われます。東側は逢瀬ワイナリー、南と西側は耕作を放棄したと みられる畑です。北側は山林です。</p> <p>非農地と判断しても周辺農地への影響はないものと思われます。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>

	(質問、意見なし)
議長	2番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、2番 1件について、 非農地と決めます。 次に、3番 1件について付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	3番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の目的は地目変更です。 12月22日、事務局職員と合同調査をしました。 申請地の周囲は山林状態でした。現況は山林の法面になっており 斜面が急で樹木が生え、原野化しております。 また車のための道はありません。そのため、農地にも戻すことは 非常に困難と思われました。 12月29日、電話で本人に聴き取り調査を行い、申請に間違い ないことを確認しました。 以上調査の結果、農地に復元することは困難と判断しました。 ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	3番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、3番 1件について、 非農地と決めます。 次に、4番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	4番の調査結果を報告いたします。 申請人及び土地の表示は記載のとおりです。

	<p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>12月27日、事務局職員と現地合同調査をしました。</p> <p>以前は畑として活用していましたが、20年ほど前から耕作しておらず竹や雑木が繁茂しており、傾斜地で山林に囲まれて農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>4番 1件について、</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、4番 1件について、</p> <p>非農地と決めます。</p> <p>次に、5番 1件について付議いたします。</p> <p>降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>5番の調査結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の目的は地目変更です。</p> <p>12月28日、事務局職員と現地調査をしました。</p> <p>申請地のうち、龍ヶ馬場24番、25番、26番は農地と判断しました。</p> <p>その他は非農地と判断しました。人手不足と土地の利便性の悪さから耕作していませんでした。農地としての利用は困難と判断しました。</p> <p>以上調査の結果、農地法2条第1項の農地には該当しないと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、</p> <p>ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>5番の 龍ヶ馬場24、25、26の3筆については農地と判断し、</p> <p>龍ヶ馬場272-1、309-1、309-3、谷地57、85-1、143、</p> <p>赤目立236の7筆については</p> <p>非農地と判断することに異議ございませんか。</p>

	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、5番の 龍ヶ馬場24、25、26の3筆については農地と決し、 龍ヶ馬場272-1、309-1、309-3、谷地57、85-1、143、赤目立236の7筆については非農地と決します。 以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。 報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から10番までの 10件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」 次のとおり、1番から21番までの 21件について、農地転用届出書の受理をしたので報告する。 報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」 次のとおり1番から4番までの 4件について通知書の提出があったので報告する。 報告第3号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第3号までの報告についてご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。 その他ございませんか。</p>
	(なし)
議長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。 以上で、第34回総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第34回総会（令和6年1月17日開催）の概要

第3条 農地の異動は

13件で、田 34, 422.30㎡ 畑 10, 511.00㎡ でした。

第4条 農地の転用は

1件で、住宅進入路 でした。

第5条 農地の転用は

10件で、事務所等2件、一般住宅1件、分家住宅1件、障がい者就労継続支援事務所1件、一時転用5件 でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。